

学校再開時におけるコロナウイルス感染及び拡大防止対応について

(6月2日版)

1. 基本方針 「安心・安全な学校」の構築、推進

2. 重点的な取組

(1) 保健管理

- ・「三密」(密集・密閉・密接)回避
- ・登下校時間の分散、登下校口の拡大等
- ・登校時の検温チェック
- ・発熱時に待機する第二保健室の設置(体育館脇第一会議室)
- ・教室の扉を撤廃(換気)
- ・児童共通の約束の設定(児童の行動変容)
- ・「新型コロナウイルス感染症に対応した再開ガイドライン」に沿った対応
- ・養護教諭を中心にきめ細やかな健康観察・健康相談の実施

(2) 児童の心のケアの推進

- ・担任による児童対象の個人面談の実施
- ・担任による保護者対象の個人面談を実施
※家庭状況の把握、休校中の児童の様子、学校が始まってからの不安・心配
- ・スクールカウンセラー、区相談員、校長、副校長、養護教諭による相談窓口を開設
※新型コロナウイルス感染症についての不安や、学校の対応についての要望、長期休校において生じた様々な相談等に対応

(3) 工夫ある、柔軟な学習指導を推進

- ・再開時においては、児童が、学校生活のリズムを取り戻せるように規則正しい生活を送るための生活カードの取り組み
- ・長期休校中の家庭学習の取り組み状況や成果を評価・検証した上で各教科等の指導内容・方法の検討や学習計画の見直しを図り、教育課程を再編、学習内容の確実な実施
- ・補習学習、個別学習、補習教室等の柔軟で工夫ある補習を実施

(4) 迅速、正確な情報発信

- ・状況の変化、対応が必要な時は、安心・安全メール、ホームページ、プリント等で情報を発信
- ・第2波、第3波に備えて、ICT機器を活用した取組を推進

3. 家庭へのお願い

- 手洗いやうがい、咳エチケット等基本的な感染症対策の声かけをお願いします。
 - ・登校の際には、ご家庭にあるマスクを着用させてください。
 - ・ランドセルの中には常に予備のマスクがあるようにしてください。
- 健康チェックカードへの記入。
 - ・毎朝、自宅での検温、健康状態の記入、提出をお願いします。
 - ・提出されていない場合は、保健室で検温、風邪症状等の確認をします。
 - ※発熱、風邪症状等、体調不良の場合は、自宅で休養をお願いします。
- 免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけてください。
- 分散登校中の登校しない日の午前中の外出はできるだけ避けてください。
- 日中に連絡が取れるように、まめに携帯のチェックをお願いします。

4. 教育活動再開にあたっての4つの対策

- 手洗い、咳エチケット等、基本的な感染症対策の徹底
- 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備
- 日頃の連絡体制の確認
 - 安心・安全メール全員登録の徹底
 - 児童の確実な連絡先の把握
 - 職員の連絡体制(安心・安全メール)
- 集団感染リスクの高い3つの条件が同時にならないことを徹底的に回避
 - ①換気の悪い密閉空間
 - ②多くの人が密集
 - ③近距離での会話や発声
 - ※尚、可能な範囲において、一つ一つの条件が発生しないように配慮
 - ※共通した指導

5. 教育活動を送る上での対応

(1) 段階的な登校

- ①分散登校 6月1日(月)～6月12日(金)
 - 学級を2グループにわけ、2日に1日の登校、給食なし4時間授業
 - ※1年生は6月4日(木)まで3時間授業
- ②給食有りの4時間授業 6月15日(月)～6月20日(土)
 - 一斉登校
 - 1年生は給食なしの4時間授業
 - 20日(土)土曜授業、給食なしの4時間授業
- ③通常授業 22日(月)～
 - 通常授業
 - 1年生は22日(月)から給食開始

(2) 時差登校

①登校時間の時差(再開時)

- | | | |
|------|-------------|--------|
| 登校時間 | 8時10分～8時20分 | 5. 6年生 |
| | 8時20分～8時30分 | 3. 4年生 |
| | 8時30分～8時40分 | 2年生 |
| | 8時35分～8時45分 | 1年生 |

②登校口

玄関、蛸殻町公園側門、トイレ側門の3カ所

③校庭での体温チェック

- ・登校時、校舎内に入る前、校庭において、家庭での朝の検温とは別に、全児童、非接触型体温計による体温チェックをする。
 - ア、校舎内に入る前に校庭で非接触型体温計による体温チェックを行う。
 - イ、37.5℃以上を確認した場合は、養護教諭は、校庭でもう一度体温の確認、平熱から発熱があると思われる場合は、健康チェックカードの確認、保護者に連絡する。
 - ウ、お迎えを要請する。
 - エ、症状がなくなるまでは、自宅での休養をお願いする。出席停止となる。
- ※① ② ③については、変更や通常に戻す場合は、後日連絡します。

(3)朝の健康管理

①朝の学級での健康管理

- ア、健康チェックカードを提出する。
 - イ、担任は、提出していない児童には、チェック項目に従って健康観察を行う。
 - ウ、担任は、平熱から発熱等の風邪の症状が見られた場合は、保健室に連れて行く。
 - エ、養護教諭は、第二保健室に児童を待機させ、保護者に連絡し、自宅での休養をお願いする。
- ※次の症状がある場合は、(A)、(B)を目安にかかりつけの小児科医、「帰国者・接触者相談センター(Tel 3 5 4 1 - 5 2 5 4)」などに相談してください。
- (A) 風邪の症状が続いている。(特に4日以上の場合)
 - (B) 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)、高熱がある。
- ※基礎疾患がある児童は上の状態が2日程度続く場合

(4)保健管理

①手洗い

- ・手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用しないように指導
- ・外から教室に入る時、トイレの後、給食の前後などこまめに手を洗うことを指導
- ・校内に石鹸や消毒用アルコールを設置するなど手指衛生を保てる環境を整美
- ・共用される用具や備品については、使用后手洗いをするように指導

②換気

- ・当分の間、教室の扉の撤去
- ・教室等のこまめな換気。2方向のそれぞれの1つ以上の窓を開ける。
- ・エアコン使用時も換気をする。

③消毒

- ・教室、トイレ等児童が利用する場所のうち、特に多くの児童が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ)等1日1回以上消毒液を使用して清掃(主事)
- ・微酸性電解水生成装置を活用しての除菌(第一会議室に設置)
 - ・全児童の机・・・・・・・・・・主事が毎日除菌
 - ・各学級で共有して使ったもの・・・教員が除菌
 - ・体育で使った用具など・・・・・・体育講師が除菌
- ・各教室に消毒液を設置
- ・各教室に児童の手指消毒液を設置(登校時、給食前、清掃後は必ず使用)

(5)朝礼、集会

- ・朝礼は、当分の間、放送で各教室において実施
- ・集会は当分中止

(6)授業

3つの条件が重なることのないよう、基本的な感染症対策を徹底した上で、原則として通常通りの授業を行います。教科によっては、例年通りの内容が実施できない場合があります。

- ・全教科の授業において、同じ班の児童が話し合いをするなどの活動を行う際は、マスクの着用の徹底
- ・リスクの低い活動から徐々に実施することを検討
リスクの高い活動・・・近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・教師はマスク着用
- ・体育・・・当面は、基本的な技能や体力トレーニングを中心。身体接触を伴う活動は行わない。
水泳指導の中止（水泳事故防止に関する指導は実施）
年間指導計画を変更
※校庭での活動、体育館（適切な換気）での活動は、児童の間に十分な距離を取っている場合、マスクをはずすことを促す。（熱中症対策の徹底）
- ・音楽・・・狭い空間や密閉状態での歌唱指導、リコーダー、身体の接触を伴う活動について年間指導計画の中で順序を変更（現時点1学期は、週1時間授業）
- ・家庭科・・・調理実習は、2学期に延期 年間指導計画を変更

(7)給食

- ・給食の配膳を行う児童・教職員は、下痢、発熱、嘔吐、腹痛等の症状の有無、衛生的な服装をしているか（マスク着用）、手指を確実に洗浄したか等、必ず点検。給食当番を行うことが適切でないと判断した場合は、給食当番を代える等の対応
- ・できる限り教員、補助員等複数で対応
- ・食事前後の手洗い、手指消毒の徹底
- ・給食中は前を向いて喫食し、会話を控えるように指導
- ・給食開始から2週間は教員が配膳、配膳の過程が省略できる献立

(8)休み時間

- ・分散登校中は休み時間なし
※分散登校後の休み時間は、各学年使用場所の分散等、密にならないように工夫をする。
詳細は検討中
- ・トイレは混まないように、担任が時差をつけてトイレに行くことを促す。

(9)掃除

- ・6月1日（月）～6月19日（金）までは、児童の掃除なし（ゴミ拾いは可）
※担任、専科、算数講師は使用した教室の清掃
- ・換気のよい状況で、マスクをした上で実施
- ・清掃後は、必ず石けんを使用しての手洗い、手指消毒の徹底

(10)下校

- ・分散登校中（6月1日（月）～6月12日（金））は、高学年から下校
6年12：10
5年12：15
4年12：20
3年12：25
2年12：30
1年12：35（6月1日（月）～6月4日（木）は11：45）
- ・担任は、距離を開けて、児童を並ばせ、玄関まで誘導、見送る。
- ・玄関が混まないように、学年内においては、担任同士、目視で下校順を決める。

(1)定期健康診断

- ・健康診断は、検診時の児童が滞留しないように実施
※学校医、学校歯科医、関係諸機関等と十分連携し、学年末までに実施

6. 心のケアについて

- ・学校再開後、担任、養護教諭による毎日のきめ細やかな健康観察の実施
- ・学校再開後、2週間以内に担任による児童の全員面談の実施
- ・スクールカウンセラー、区相談員によるカウンセリングの実施
- ・校長、副校長、養護教諭、スクールカウンセラー、区相談員による相談窓口の開設

7. 感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別について

- ・感染者、濃厚接触者とその家族、対策や治療に当たっている医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別に繋がるような行為は毅然として指導
- ・偏見や差別が生じないように発達段階に応じた新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を身につけるための指導の実施
- ・新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口として「24時間子供 SOS ダイヤル (TEL 0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0)」があります。適宜活用してください。

8. 保護者の方の登校の判断

(1) 医療的ケアが日常的に必要な児童等、基礎疾患等があることにより重症化するリスクがある児童について

- ・学校は、地域の感染状況を踏まえ、主治医、学校医等に相談の上、個別に登校の判断をする。
- ・登校すべきではないと判断した場合は、出席停止とする。
- ・お子様が重症化するリスクのある場合は、養護教諭に相談してください。

(2) 海外から帰国した児童について

- ・学校は、帰国後2週間は、保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するように要請する。
- ・出席停止とする。

(3) 感染症の予防上、症状はでていないものの保護者が児童を出席させない場合について

- ・保護者の事情を聞き、学校で講じる感染症対策について説明した上で欠席扱いとはしない。

9. 感染者が出た場合

(1) 児童の場合

- ・治癒するまで出席停止とする。
- ・校長は教育委員会に報告する。
- ・臨時休業は、臨時の実施の期間、範囲、そのときの感染拡大の状況を勘案して、保健所、医師会、教育委員会と判断する。

(2) 教職員の場合

- ・診断の結果が出たらすぐに、校長に報告。校長は区の教育委員会に報告する。
- ・治癒するまでは出勤停止とする。
- ・臨時休業は、臨時の実施の期間、範囲、そのときの感染拡大の状況を勘案して、保健所、医師会、教育委員会と判断する。

10. 濃厚接触者に特定された場合

(1) 児童の場合

- ・保護者は、速やかに学校に知らせる。

- ・当該児童は、感染の有無、状況が明らかになるまで出席停止とする。
- ・出席停止の期間は、最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。
- ・学校は必要に応じて、ほかの児童の健康観察を行う。

(2) 教職員の場合

- ・当該教職員は感染の有無、状況が明らかになるまで出勤停止とする。
- ・出勤停止の期間は、最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。
- ・学校は必要に応じて、ほかの児童の健康観察を行う。

11. 臨時休校に伴う児童の学習の遅れについて

- ・登校再開後には、学校において、しっかりと学習内容の定着を確認し、補充のための授業の実施など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じる。
- ・特に学習内容の定着が不十分な児童に対しては、別途、個別に補習を実施することや、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じる。

12. 未履修への対応

- ・昨年度の未履修内容は新担任に引き継ぎ、年間指導計画に位置付け、弾力的に実施する。
- ・今年度の未履修は、教育計画の見直しを図り、指導内容を完全実施する。

13.相談窓口について

- ・スクールカウンセラー、区相談員、校長、副校長、養護教諭による相談窓口を開設します。
※コロナウイルス感染症についての不安や、学校の対応についての要望、長期休校において生じた様々な相談等、ありましたら、ご連絡ください。面談も致します。

TEL 03-3666-5702 窓口 副校長 芳賀 幸生

※尚本通知は6月2日現在のものです。今後の状況によっては、変更になることがあります。ご承知ください。